

(健Ⅱ391)
令和3年11月9日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」の一部改正について（障害福祉サービス事業所等における令和3年10月以降の新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費等への対応について）

障害福祉サービス事業所等における令和3年10月以降の新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費等への対応につきましては、「感染防止対策の継続支援の周知について」（令和3年9月29日付（健Ⅱ333））にてお送り申し上げたところです。

今般、サービス別（一部のサービスでは規模別）の補助上限、対象経費等について、厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」の一部改正がなされ、各都道府県知事等宛てに発出されましたのでご連絡いたします。

本件は、令和3年10月以降について、都道府県向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬0.1%特例（9月末まで）の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対してかかり増し経費が支援されるもので、具体的には、令和3年10月1日から12月31日までに購入した衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）、感染症対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーター）の購入経費が対象経費となっており、基準単価等の詳細につきましては別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」の一部改正について（通知）

（障発1029第15号令和3年10月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）

<参考>

○障害福祉分野における感染防止対策の継続支援

○新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A
(第3版)

障発 1029 第 15 号
令和 3 年 10 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」の一部改正について（通知）

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和 3 年 4 月 13 日障発 0413 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

改正後	現行
障 発 0413 第 1 号 令 和 3 年 4 月 13 日 <u>最終改正 障 発 1029 第 15 号</u> <u>令和 3 年 10 月 29 日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する サービス継続支援事業の実施について 標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係 る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」 を定め、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。	障 発 0413 第 1 号 令 和 3 年 4 月 13 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する サービス継続支援事業の実施について 標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係 る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要 綱」を定め、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。
ただし、3の（3）及び（4）については、都道府県とする。

3 事業内容

（1）～（3）略

（4）障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業施設・事業所が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。
ただし、3の（3）については、都道府県とする。

3 事業内容

（1）～（3）略

（新設）

<u>購入に必要な経費を支援する。また、都道府県において当該支援を実施するために必要な経費を補助する。</u> <u>ア 対象施設・事業所</u> <u>全ての施設・事業所を対象とする。ただし、令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和３年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。</u> <u>なお、具体的な対象サービス種別は、別添３に規定する。</u> <u>イ 助成額（基準単価）及び対象経費</u> <u>別添３に規定する。</u> ４～５（略） 別添１～別添２（略）	４～５（略） 別添１～別添２（略）
---	---------------------------------

基礎額	厚生年金と国民年金とを合わせた額
社会保険料	事業主の選任及び指揮監督者等のために必要となる労務費、役員費、取締役費用等の人事費、費用等
助成額の算定	1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるとする。

1000

障 発 0413 第 1 号
令和 3 年 4 月 13 日
最終改正 障 発 1029 第 15 号
令和 3 年 10 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する サービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、3の（3）及び（4）については、都道府県とする。

3 事業内容

（1）障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①から⑤に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。

② 濃厚接触者に対応した施設・事業所

③ 都道府県、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所

④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。

⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

イ 助成額（基準単価）及び対象経費
別添 1 に規定する。

（２）障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添 1 に規定する。

① ３の（１）のアの①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 助成額（基準単価）及び対象経費
別添 1 に規定する。

（３）緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業

施設・事業所で感染者が発生した場合などに、当該施設・事業所や当該法人のみでの対応が困難になることが想定され、また、感染した利用者が入院や宿泊療養を行う場合にコミュニケーション支援等の障害特性への配慮が必要となる場合もある。

このため、都道府県において、平時から関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の施設・事業所と連携し、当該施設・事業所に対する支援を行う体制の構築や利用者が医療機関又は宿泊療養施設でコミュニケーション支援等を必要とする場合に備えた体制の整備と適切な支援を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県が適当と認めた者へ委託することも可能とする。

ア 対象経費

- ・ コーディネーターの人件費
- ・ 行政や関係団体、施設・事業所との連絡調整に要する活動経費（旅費、通信運搬費等）
- ・ 応援派遣の仕組みの周知及び協力施設・事業所の募集等に係る説明会や研修会開催経費

イ 基準単価

1 都道府県当たり 600 万円とする。

(4) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業

施設・事業所が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。また、都道府県において当該支援を実施するために必要な経費を補助する。

ア 対象施設・事業所

全ての施設・事業所を対象とする。ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

なお、具体的な対象サービス種別は、別添3に規定する。

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

別添3に規定する。

4 その他留意事項

(1) 助成の申請手続

ア 経費の助成を受けようとする施設・事業所は、原則として当該施設・事業所が所在する都道府県知事（施設・事業所が指定都市又は中核市に所在する場合には指定都市又は中核市の長。以下「都道府県知事等」という。）に対してその旨の申請を行う。

イ 複数の施設・事業所を有する障害福祉サービス等事業者は、同一の都道府県等に所在する施設・事業所について、一括して申請することができる。

ウ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。やむを得ず都道府県等の窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図ることとする。

(2) 都道府県等の事務

都道府県等は、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、助成の対象となる施設・事業所であるか確認し、助成額を決定する。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

本実施要綱 3 の（１）のアの④に規定する「発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する助成の取扱いは、以下のとおりとする。

1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方

障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、特に障害者支援施設等においては、クラスター発生の未然防止に取り組む必要があるため、障害者支援施設等において、保健所による行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、クラスター発生の防止のために障害者支援施設等の判断により自費で検査を実施することが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

2 助成要件

（１）対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

（２）対象者及び要件

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
- ・ 発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。
- ・ 面会后、面会にきた家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所（居）者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

- ①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等
- ②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

（３）上限額

一人１回当たりの補助上限額は２万円を限度とする。（ただし、別添１の補助単価の範囲内）

(4) その他

- ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。
- イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、障害者支援施設等の所在地の都道府県知事等に提出することとし、都道府県等においては、理由書の内容を確認し、必要に応じて保健所等にも問合せの上で適否を判断すること。
- ウ 感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

基準単価				
対象サービス種別		事業区分	(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
			① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。 ・対象サービス：No. 1からNo. 29 ② 濃厚接触者に対応した施設・事業所 ・対象サービス：No. 11からNo. 25 ③ 都道府県、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所 ・対象サービス：No. 1からNo. 11 ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く） ・対象サービス：No. 12からNo. 15	⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（※3） ・対象サービス：No. 1からNo. 10
分類	No	サービス名		
通所系	1	療養介護	1,978千円／事業所	1,978千円／事業所
	2	生活介護	631千円／事業所	631千円／事業所
	3	自立訓練（機能訓練）	288千円／事業所	288千円／事業所
	4	自立訓練（生活訓練）	228千円／事業所	228千円／事業所
	5	就労移行支援	221千円／事業所	221千円／事業所
	6	就労継続支援 A 型	279千円／事業所	279千円／事業所
	7	就労継続支援 B 型	294千円／事業所	294千円／事業所
	8	児童発達支援	271千円／事業所	271千円／事業所
	9	医療型児童発達支援	172千円／事業所	172千円／事業所
	10	放課後等デイサービス	257千円／事業所	257千円／事業所
短期入所	11	短期入所	146千円／事業所	—
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013千円／施設	—
	13	共同生活援助（介護サービス包括型）	335千円／事業所	—
	14	共同生活援助（日中サービス支援型）	259千円／事業所	—
	15	共同生活援助（外部サービス利用型）	150千円／事業所	—
	16	福祉型障害児入所施設	985千円／施設	—
	17	医療型障害児入所施設	529千円／施設	—
訪問系	18	居宅介護	107千円／事業所	—
	19	重度訪問介護	175千円／事業所	—
	20	同行援護	60千円／事業所	—
	21	行動援護	106千円／事業所	—
	22	就労定着支援	35千円／事業所	—
	23	自立生活援助	19千円／事業所	—
	24	居宅訪問型児童発達支援	30千円／事業所	—
	25	保育所等訪問支援	35千円／事業所	—
相談系	26	計画相談支援	50千円／事業所	—
	27	地域移行支援	36千円／事業所	—
	28	地域定着支援	38千円／事業所	—
	29	障害児相談支援	37千円／事業所	—
対象経費		○（1）①から③に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限る） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 （以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る） ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ○（1）④に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限る）	○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。	○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
助成額の算定		・施設・事業所ごとに、（1）及び（2）についてそれぞれ基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 なお、（1）①から④及び（2）の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる。		

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
※3 「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用者の居宅においてサービスを提供している場合を指す。
※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

別添 3

（４）障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業

①障害福祉サービス施設・事業所等

基準単価				
分類	No	サービス名		
通所系	1		40人以下	20千円／事業所
	2	療養介護	41人～60人	30千円／事業所
	3		61人以上	40千円／事業所
	4	生活介護		14千円／事業所
	5	自立訓練（機能訓練）		7千円／事業所
	6	自立訓練（生活訓練）		7千円／事業所
	7	就労移行支援		7千円／事業所
	8	就労継続支援A型		7千円／事業所
	9	就労継続支援B型		7千円／事業所
	10	就労定着支援		3千円／事業所
	11	自立生活援助		3千円／事業所
	12	児童発達支援		7千円／事業所
	13	医療型児童発達支援		7千円／事業所
	14	放課後等デイサービス		7千円／事業所
短期入所	15	短期入所		7千円／事業所
入所・居住系	16		40人以下	20千円／事業所
	17	施設入所支援	41人～60人	30千円／事業所
	18		61人以上	40千円／事業所
	19	共同生活援助（介護サービス包括型）		7千円／事業所
	20	共同生活援助（日中サービス支援型）		7千円／事業所
	21	共同生活援助（外部サービス利用型）		7千円／事業所
	22		40人以下	20千円／事業所
	23	福祉型障害児入所施設	41人～60人	30千円／事業所
	24		61人以上	40千円／事業所
	25		40人以下	20千円／事業所
	26	医療型障害児入所施設	41人～60人	30千円／事業所
27	61人以上		40千円／事業所	
訪問系	28	居宅介護		3千円／事業所
	29	重度訪問介護		3千円／事業所
	30	同行援護		3千円／事業所
	31	行動援護		3千円／事業所
	32	居宅訪問型児童発達支援		3千円／事業所
	33	保育所等訪問支援		3千円／事業所
相談系	34	計画相談支援		3千円／事業所
	35	地域移行支援		3千円／事業所
	36	地域定着支援		3千円／事業所
	37	障害児相談支援		3千円／事業所
対象経費				・令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用
助成額の算定				・施設・事業所ごとに、基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

・療養介護

・医療型児童発達支援

・医療型障害児入所施設

・居宅介護（共生型・基準該当含む）

・重度訪問介護（共生型・基準該当含む）

・同行援護（基準該当含む）

・行動援護（基準該当含む）

・生活介護（共生型・基準該当）

・短期入所（共生型・基準該当）

・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）

・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）

・児童発達支援（共生型・基準該当）

・放課後等デイサービス（共生型・基準該当）

②都道府県

基準額	厚生労働大臣が必要と認める額
対象経費	本事業の実施及び指導監督等のために必要となる委託費、役務費、臨時雇用職員の人件費、需用費等
助成額の算定	1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

障害福祉分野における感染防止対策の継続支援

- 令和3年度における障害福祉分野の感染症対策は、
 - ・ 9月末までの特例的な対応を含めた+0.56%の障害福祉サービス等報酬改定により、日常から必要な感染症対策の実施を行うとともに、
 - ・ 都道府県等向けの補助金において、感染者が発生した事業所・施設等に対するかかり増し経費支援を実施。
- 令和3年10月以降については、都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、特例的な対応の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して、年末までのかかり増し経費を直接支援する。
- 申請手続は、できる限り簡素な方式とする。（領収書等の証拠書類の添付省略など）

対象施設・事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所

※ 障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費※

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・ 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
- ・ 感染症対策に要する備品（パーティション、パルスオキシメーター）

※ 支援対象は必要に応じて対象範囲をQAで示す

補助上限

サービス別（一部のサービスでは規模別）に補助上限を設定（平均的な規模の入所施設で3万円上限）

「入所系サービスの例」

施設入所支援、障害児入所支援

- ・ 40人以下 2万円
- ・ 41～60人 3万円（※平均規模）
- ・ 61人以上 4万円

「通所系等サービスの例」

生活介護 1.4万円

自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、
短期入所、グループホーム、児童発達支援、
放課後等デイサービス 等 7万円

「訪問・相談系サービスの例」

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、
行動援護、就労定着支援、保育所等訪問支援、
計画相談支援、障害児相談支援 等

3万円

※一つの事業所について複数の障害福祉サービス等の事業者指定を受けている場合、それぞれの指定事業の上限の合計額が補助上限となる

例1）就労継続支援及び就労定着支援：1万円（7万円・3万円）

例2）居宅介護、重度訪問介護及び同行援護：9万円（各3万円）

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業

Q & A（第3版）

※第3版では問55～問63を新たに追加

厚生労働省障害保健福祉部

1 . 対象事業所	1 ～ 18
2 . 対象経費	19 ～ 41
3 . 自費検査	42 ～ 51
4 . コーディネート事業	52 ～ 54
5 . 感染防止対策支援事業	55 ～ 63

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A（対象事業所）

N o	質 問	回 答
1	実施要綱3（1）ア①に記載のある「職員に感染者が発生した」の「職員」は、常勤、非常勤を問わないか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、「職員」としてよいか。このほか、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	「職員」は、常勤や非常勤を問わず、また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません（ボランティアは除く）。 なお、利用者と接する等の要件はありません。
2	実施要綱3（1）ア①について、「利用者又は職員に感染者が発生した施設・事業所」とあるが、利用者に濃厚接触者が発生したのみの場合は該当するか。	利用者に濃厚接触者が発生したのみでは、実施要綱3（1）ア①対象の施設・事業所に該当しません。
3	実施要綱3（1）ア②に記載のある濃厚接触者について、保健所が濃厚接触者と判断した方をさすと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
4	実施要綱3（1）ア②の「濃厚接触者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があると考えてよいか。 また、施設・事業所として利用者が濃厚接触者であることを証明するために備えておくべきものはあるか。	お見込みのとおりです。 なお、濃厚接触者に対応したことが分かる客観的な資料（記録等）があると望ましいと考えます。
5	実施要綱3（1）ア②について、濃厚接触者に対応した通所系サービス事業所は該当しないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
6	感染者の発生した施設に応援職員を派遣した場合に実施要綱3（2）の対象となるが、派遣先で応援職員が濃厚接触者に対応した場合、実施要綱3（1）ア②の対象施設にもなりうるか。	応援職員として派遣された施設・事業所で濃厚接触者に対応した場合は、実施要綱3（1）ア②の対象施設とはなりません。
7	同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱って良いか。また、障害者支援施設内で感染者や濃厚接触者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、生活介護、就労継続支援B型等の他のサービスについて、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や濃厚接触者が発生した事業所として考えてよいか。	差し支えありません。
8	感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も感染者が発生した事業所とみなされるか。	同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所としてみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。
9	実施要綱の3（1）ア⑤の対象となる事業所について、短期間のサービス提供をした場合（例えば実績として1回）であっても対象事業所の条件を満たす場合は、対象事業所として取り扱ってよいか。	差し支えありません。
10	実施要綱3（1）ア⑤の※に記載のある「（近隣自治体～に限る）」は具体的にどのような状況を指すのか。特に「感染者が発生している場合」というのは、陽性者が1人でも発生している場合でもよいのか、陽性者の判明があってからどのくらいの期間までを指すのか。	「近隣自治体」については、地域における新型コロナウイルスの流行状況に応じて、市町村単位やそれよりも大きな範囲など、適宜自治体において判断して差し支えありません。また、「感染者が発生している場合」についてはお見込みのとおりですが、具体的な期間は定めておりません。当該地域で感染者が発生又は感染症が流行し、通常形態での通所サービスの提供が困難と考えられる場合は対象として差し支えありません。
11	実施要綱3（1）ア⑤に「感染の未然に代替措置をとった場合」とあるが、感染者が発生した場合には、⑤の区分では対象とならず、①の区分として対象となるという整理でよいか。	お見込みのとおりです。

12	実施要綱3（1）ア⑤について、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居宅を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。	実施要綱上の必要な要件を満たす場合には対象事業所該当するものとし、質問事例における居宅を訪問して利用者にサービスを提供する部分に係るかかり増し経費に限り補助対象として差し支えありません。
13	実施要綱3（1）ア⑤の※に記載のある、「（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）」とあるが、当該事業所では職員及び利用者に感染者や濃厚接触者が発生していなくても他の要件を満たしていれば対象事業所となるのか。	お見込みのとおりです。
14	別添1の助成額の算定欄において、「施設・事業所ごとに（1）及び（2）についてそれぞれ基準単価まで助成できる」とある。例えば、生活介護事業所において、4月に感染者が発生し、実施要綱3（1）ア①に該当して基準単価の上限の助成を受け、9月に3（1）ア⑤に該当する訪問サービスを提供した場合は、9月時点では3（1）ア①に該当しないため、3（1）ア⑤に該当する事業所として改めて助成することができると考えてよいか。	お見込みのとおりです。 別添1の（1）の④から④まで、（1）の⑤及び（2）のそれぞれについて、その時点の事業所の状況に応じて原則として基準単価まで助成可能です。
15	共生型サービスの指定を受けている事業所において、例えば、職員が新型コロナウイルスに感染したり、障害福祉（介護保険）サービス又は共生型介護保険（共生型障害福祉）サービスのいずれかの利用者が感染した場合、障害の事業と介護の事業のどちらで申請可能なのか。二重申請とならなければ事業所の選択によりいずれかの事業を申請可能と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
16	共生型サービスの指定を受けている事業所の取扱いについて、対象経費に重複がなければ、障害分と介護分で各々基準単価の上限まで交付が可能と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
17	令和2年度に障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業を利用した施設・事業所であっても、令和3年度も対象施設・事業所の要件を満たしている場合は、令和3年度に要した対象経費について本事業の申請可能と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
18	保護施設等、障害福祉サービス以外の施設等に協力した施設・事業所は、実施要綱3（2）の対象に含まれるか。	対象外となります。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A（対象経費）

N o	質 問	回 答
19	対象経費については、４月１日以降のものであれば、交付決定前に要した経費についても対象として よいか。また、感染者の発生日が例えば令和２年度末でも対象経費の発生が令和３年４月１日以降で あれば、対象としてよいか。	お見込みのとおりです。
20	応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。 ①派遣職員が派遣前、派遣後に行うＰＣＲ検査 ②派遣後ＰＣＲ検査の結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代	①対象外の経費となります。 ②「職員派遣に係る宿泊費」に該当するものとし、対象経費として差し支えありません。
21	実施要綱３（１）①から④に該当する施設・事業所の対象経費について、感染者の発生や濃厚接触者 の対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した 経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費）は対象とならないと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
22	「緊急雇用にかかる費用」において、人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新 たに職員を雇用した際の職員の給与は対象としてみなすことができるか。	対象経費として差し支えありません。
23	実施要綱別添１の「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職し たため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。	職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については障害福祉サービス等報酬が充てられる ものと考えられるため、対象外となります。
24	実施要綱別添１の「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超過勤務手当のどの範囲 が補助対象となるのか。	本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかかり増し経費となるため、感染者の発生していない 通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外であり、当該費用は補助対象から除外す る必要があります。
25	実施要綱別添１の「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象とな るのか。	感染者の発生等に対応するため職員を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対 する損害賠償保険を想定しています。
26	実施要綱別添１の「施設・事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるの か。	対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象と なります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入する ものは補助対象外となります。 ＜補助対象の具体例＞ 清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象施設・事業所となった要因が解消 するまでの間に係る施設・事業所の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての箸・ちりとり、雑巾、ごみ 袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（消 毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱など））
27	「施設・事業所の消毒、清掃費用」は、外部事業者への委託経費だけでなく、事業者が自社で実施した 際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等は、対象経費となるか。	対象経費として差し支えありません。超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみることが可 能です。

28	「利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用」や「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」について、リース費用という記載があることから購入の場合は対象経費とはならず、リース費用のみが対象となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
29	緊急雇用に係る費用について、人材派遣会社等を通じて臨時的に人員を確保した場合に、人材派遣会社との契約として2か月ないし3か月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。 このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として、対象となると考えて差し支えないか。	本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるが、やむを得ずご指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象として差し支えありません。ただし、不要な長期契約とならないよう都道府県において必要に応じて派遣会社等に契約状況等の確認をお願いします。
30	感染者が発生し休業している事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は対象経費として認められるか。	対象外の経費となります。
31	緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は対象経費になると考えてよいか。	事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。
32	訪問系サービス事業所（A事業所とする。）において、職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所（B事業所とする。）に対応してもらうこととした。 B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合、当該謝金は対象経費となるか。	A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は、対象外の経費となります。
33	「帰宅困難職員の宿泊費」には、「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。（職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定）	賃貸物件に係る経費については、帰宅困難期間に限定して契約する等、都道府県が利用状況を確認できるのであれば、当該期間の経費については、対象経費として差し支えありません。なお、帰宅困難期間外の宿泊分については、対象経費として認められません。
34	申請時点で購入予定の物品は対象経費として認められるか。	対象経費に該当する物品であって、令和3年度中に購入予定のものであれば差し支えありません。
35	感染者が発生した事業所（A事業所）に同一法人の別事業所（B事業所）の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所（B事業所）の対象経費として認められるか。	B事業所は、実施要綱3（2）に該当する事業所であることから、派遣により発生した割増賃金は対象経費となります。
36	「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつ、その後も不足がない場合は対象外となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
37	実施要綱別添1の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 ＜補助対象の具体例＞ 処理業務委託費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（ゴミ袋、ブルーシート等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（繰り返し使用可能なゴミ箱など））

38	別添 1 の「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、 ①「在庫不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。 ②「衛生・防護用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。	①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、施設・事業所で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーティション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。 ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象として差し支えありません。 ③については、見込まれる不足量分が補助対象となります。
39	自治体において雇用する会計年度任用職員など事務的経費は、対象とはならないか。	対象外の経費となります。
40	施設・事業所における感染者の発生等に対応するため、自治体が負担する衛生用品の購入費や施設設備の借上料等は、対象とはならないか。	対象外の経費となります。
41	実施要綱別添 1 に記載している対象経費のうち、「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」は、通所系事業所における代替サービス提供を想定しているのか。	お見込みのとおりです。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A（自費検査）

N o	質 問	回 答
42	実施要綱別添 2 の 2（2）に「濃厚接触者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは、住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すのか、それとも実態としての同居を指すのか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会がない場合などは含まれません。
43	実施要綱別添 2 の 2（2）に「感染者」とあるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。	感染者については、PCR検査のほか抗原検査（いずれも自主検査含む。）により陽性となった方を指します。
44	実施要綱別添 2 の 2（2）①に「～又は感染拡大地域における」と記載があるが、「感染拡大地域」とは具体的にどの程度の範囲で、誰がいつ定めるものを想定しているのか。	「感染拡大地域」とは、具体的な定義はありませんが、例えば、同一又は隣接市町村内などにおける新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、自治体において判断して差し支えありません。
45	自費検査の費用とは、例えば、PCR検査キットや抗原検査キットの購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるのか。また、別添 2 の要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象とならないと考えて良いか。	PCR検査キットや抗原検査キットを購入して自費検査を行う場合の購入経費も対象に含まれます。なお、別添 2 の要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象外となります。
46	感染者が発生した施設において、当該施設の職員又は利用者の一部を行政検査ではなく本事業を利用して検査を行うことは可能か。	通常行政検査の対象となるような場合については対象外となります。
47	自費検査費用について、実施要綱別添 2 の 2（4）ウにおいて、「感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。」とあるが、要件に該当した上で自費検査を行った結果、陽性者が確認された場合、この陽性者が確認されるまでに実施した自費検査の費用が対象となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
48	障害者支援施設が自費検査を実施する場合、当該施設が実施する日中活動のみで勤務する職員や当該施設が実施する日中活動に通所する利用者に対する自費検査の費用も対象となるか。	職員は対象となりますが、通所のみ利用している利用者は対象外となります。 なお、基準単価については、施設入所支援の基準単価を用いてください。
49	感染者は発生していないが、職員と同居する者が濃厚接触者となった場合、他の要件も満たしていれば自費検査の費用は対象経費になると思うが、その際、同居する職員の検査費用のみが対象となるのか、その職員と一緒に勤務していた職員など、施設が検査が必要と判断した者の検査費用についても対象となるか。	施設において検査が必要とされる者であれば、それらの自費検査の費用については、対象として差し支えありません。
50	感染者が発生した施設・事業所に応援職員を派遣した施設・事業所において、当該応援職員が派遣元へ復帰する際、任意で当該応援職員に対して P C R 検査を行う場合の検査費用は対象となるか。	応援職員が自施設・事業所に戻る場合に、施設・事業所として当該職員が感染の疑いがあるものとして自費で検査する場合について、実施要綱別添 2 の 2（1）並びに（2）①及び②に該当する場合は、当該自費検査の費用を対象として差し支えありません。 なお、その場合、当該自費検査に要する経費の基準単価は、実施要綱別添 1 の（1）④に規定する単価を用いてください。
51	実施要綱別添 2 における一定の要件に該当する自費検査費用について、障害者支援施設又は共同生活援助事業所の職員又は利用者に感染者が発生した場合、その後の検査は補助対象とはならないのか。感染者ではなく、濃厚接触者の場合はどうか。	お見込みのとおりです。実施要綱別添 2 に規定する対象施設・事業所において感染者が発生した場合はその後の検査は行政検査の対象となります。 なお、当該施設等内に感染者はおらず、職員又は利用者が濃厚接触者となった場合については、実施要綱別添 2 の全ての要件を満たす場合は、補助対象として差し支えありません。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A（コーディネート等支援事業）

N o	質 問	回 答
52	実施要綱 3（3）「緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業」において、協力施設・事業所に研修を実施するに当たり、感染対策のノウハウがある法人に委託することは可能か。	差し支えありません。
53	「緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業」の対象経費について、委託先団体が派遣に当たり加入する傷害保険料、派遣職員用のPCR検査キット購入経費は含まれるか。	対象外の経費となります。
54	コーディネート等支援事業の基準額 6 0 0 万円は、6 0 0 万円に 2 / 3 をかけた金額が国庫補助額になるか。 また、内示は事業全体でなされているが、基準額を超えてコーディネート等支援事業を実施することは可能か。	前段についてはお見込みのとおりです。 コーディネート等支援事業は実施要綱で基準額を定めているため、基準額である 6 0 0 万円までが対象経費となります。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A（障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業）

No	質 問	回 答
55	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業のうち、要件を満たすのであれば、「障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。	可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご注意ください。
56	障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
57	令和３年10月から12月までの間に指定等を受けている施設・事業所が補助対象となるとのことだが令和３年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所について、令和３年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和３年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
58	実施要綱別添３の「①障害福祉サービス施設・事業所等」の「対象経費」における「令和３年10月１日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、 ①令和３年10月１日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。	①お見込みのとおりです。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。 ③については、パーテーション及びパルスオキシメーターです。
59	費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。
60	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。 なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し（保存期限等は各都道府県のルールに則ってください）、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。

N o	質 問	回 答
61	本事業（障害福祉サービス施設・事業所等に対するかかり増し経費支援若しくはかかり増し経費支援に要する都道府県事務費又はその両方）を障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業）の枠組みではなく、都道府県の単独事業として実施する場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となるか。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナ対応のための取組である限り、自治体が自由に活用できる交付金となっており、交付対象となりえます。 なお、本件については、内閣府地方創生推進室と協議済みです。
62	障害福祉サービス施設・事業所等に対する助成金の支出事務について、都道府県から国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるか。	認められます。 なお、本件については、総務省自治行政局行政課と協議済みです。
63	医療や介護と同一の施設・事業所か否かについては、どのような基準により判断すればよいか。	原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断する。例えば、同一敷地内に生活介護事業所と介護保険法に基づく指定通所介護事業所がある場合で、設備及び備品等を共用していれば、いずれか一方のみへの申請となる。 （※各サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準を参照）